

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件について

平成27年9月24日
経済産業省商務流通グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」)第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『平成27年度第1回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、不明の理由を付して公表することとします。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】※消安法

(内閣総理大臣への報告等)

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201300931 平成26年1月22日(埼玉県) 平成26年3月27日	油こし器	HW-7112	パール金属株式会社	(重傷1名) 当該製品の手入れをしていたところ、こし網が落下し、右手が加熱された油の中に入り、火傷を負った。	<p>○使用者は、事故の2か月前に購入した当該製品を流しの下棚に保管し、事故時が初回使用だった。</p> <p>○当該製品は、ふた、こし網、もちてのついた本体の3つの部品に分かれており、開口部は卵形をしている。</p> <p>○同等品はSG基準に定める各基準を満たしていたが、当該製品は本体の開口部が変形し、本体とこし網との適合に不良が認められた。</p> <p>○当該製品の開口部は、設計図と比べて内径が広く全長が短くなっており、最大で約3mmのずれが見られた(設計図では許容差は最大±1mm)。</p> <p>○同等品の開口部も内径が広く全長が短い傾向にあり、内径が最大約4mm広がっていた同等品は、こし網が落ちやすくなっていた。</p> <p>○長手方向から本体部に荷重をかけて、本体部に変形が出るか確認したところ、SGマーク付の類似品と比較して、当該製品はへこみやすい傾向にあった。</p> <p>○当該製品は、もちて部の付け根にへこみがある以外は本体側面に打痕等はなく、開口部の変形がいつ生じたものなのかは特定できなかった。</p> <p>●当該製品の本体の開口部が変形し、開口部に取り付けるこし網との適合が悪くなっていたために、こし網が本体内部に落下し、使用者の手が油に触れて事故に至ったものと推定されるが、当該製品は類似品と比較してへこみやすい傾向にあるものの、本体開口部の変形が生じた時期が特定できなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p> <p>なお、当該製品はSGマークを取得している。</p>	
2	A201400142 平成26年5月26日(神奈川県) 平成26年6月4日	エアコン(室外機)	AO-E22T	株式会社富士通ゼネラル	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂が焼失していた。</p> <p>○制御基板の焼損は著しく、基板上の一部の部品が焼失して確認できなかった。</p> <p>○圧縮機、端子盤、ファンモーター等に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:約5年
3	A201400143 平成26年5月11日(新潟県) 平成26年6月5日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	MS-C905R	森田電工株式会社 (現 株式会社ユーイング)	(火災) 当該製品のスイッチを入れたまま外出し戻ったところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<p>○電源コードに溶融痕が認められ、溶融痕付近のコード芯線に屈曲が認められた。</p> <p>○当該製品の焼損は著しく、イオン発生器及び電源コードの一部が確認できなかった。</p> <p>○確認できた部品に異常は認められなかった。</p> <p>○使用者は当該製品のスイッチを入れたまま外出した。</p> <p>●当該製品の電源コードの溶融痕付近に屈曲が認められたことから、電源コードに機械的ストレスが加わり、半断線による異常発熱が生じて焼損した可能性が考えられるが、当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
4	A201400178 平成26年6月1日(広島県) 平成26年6月23日	エアコン(室外機)	RAC-22FWJK	日立アプライアンス株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○事故発生時、当該製品は使用中であった。</p> <p>○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂、熱交換器の一部のアルミフィン等が焼失していた。</p> <p>○ファンモーター用コンデンサーに著しい焼損が認められ、内部電極が焼失していた。</p> <p>○制御基板、配線等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品はファンモーター用コンデンサーに著しい焼損が認められたことから、当該コンデンサーから出火した可能性があるが、焼損が著しいため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:不明 (製造期間から16~19年と推定)
5	A201400229 平成26年7月11日(栃木県) 平成26年7月22日	エアコン	F509TSXV-C	ダイキン工業株式会社	(火災) 遊興施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、ファンモーター周辺の焼損が著しく、本体外部よりも内部の焼損が著しかった。</p> <p>○ファンモーターのコネクター接続端子の先端部に溶融痕が認められた。</p> <p>○電源基板、スイングモーター、端子盤等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の焼損していない箇所の付着物を分析したところ、エアコン洗浄剤由来と思われる成分(カリウム)が検出された。</p> <p>○当該施設は、事故の約1年前に買い取られていたことから、現在の使用者が機器洗浄を行ったことはないものの、以前のメンテナンス状況は不明であった。</p> <p>●当該製品のファンモーターのコネクター部でエアコン洗浄時の洗浄液によりトラッキング現象が生じて出火した可能性があるが、ファンモーターの焼損が著しく、詳細な使用状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:約15年
6	A201400263 平成26年7月28日(東京都) 平成26年8月5日	スチームアイロン	TA-F22	株式会社東芝(現東芝ホームテクノ株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、本体のアイロンかけ面と置き台との接触面がともに焼損しており、本体前方側面の樹脂(アイロンかけ面と重なる部分)が溶融していた。</p> <p>○当該製品のヒーター抵抗値に異常は認められず、溶断していた温度ヒューズを交換して動作確認を行った結果、正常に動作した。</p> <p>●当該製品のアイロンかけ面が異常発熱したために、焼損及び本体側面樹脂部分が溶融した可能性が考えられるが、温度ヒューズを交換した後の当該製品の動作に異常が認められなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
7	A201400293 平成26年6月5日(東京都) 平成26年8月21日	スプレー缶(冷却用)	なし	中央エアゾール化学株式会社(株式会社スギ薬局ブランド)	(重傷1名) 学校で運動中に膝を捻挫したため当該製品を使用して冷却したところ、熱傷を負った。	<p>○被害者は、当該製品を約15cm離れた位置から、約10秒間皮膚に直接噴霧された。その数時間後、噴霧された箇所が赤く腫れて水ぶくれができ、事故の翌日には大きな水疱になった。</p> <p>○当該製品はエタノール、イソペンタン、LPGの気化熱と、メントールによる冷感によって患部を冷却する製品であった。</p> <p>○被害者が所属する運動部の備品として事故以前から開封されていた当該製品は、事故後も回収されなかったことから、調査することができなかった。</p> <p>○事故同等品を調査した結果、20cm離して約3秒間噴霧したときの対象物の表面温度が氷点下になるのは約5秒間で、最低温度が-10℃であったのに対し、事故時と同様に15cm離して断続的に3秒間噴霧したところ、氷点下の時間が約33秒間続き、最低温度は-34℃であった。</p> <p>●当該製品を被害者の皮膚に噴霧したことによって使用箇所が凍傷になったものと考えられ、使用者が近距離から長時間、当該製品を噴霧したことが事故発生に影響したものと推定されるが、当該製品を入手できておらず、製品の異常の有無を確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p> <p>なお、取扱説明書には、「20cm位離し、患部に3秒以内でスプレーする」旨と、「近づけてスプレーしたり、同じ部分に長くスプレーすると凍傷を起こす場合がある」旨が記載されていた。</p>	
8	A201400300 平成26年6月6日(京都府) 平成26年8月26日	電撃殺虫器	OH-200	サナーエレクトロニクス株式会社	(火災) 工場で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の焼損は著しく、内部の基板、電源スイッチが焼失していた。</p> <p>○電源コードは本体内部を含め複数箇所です断線しており、本体内部の断線部に短絡痕が確認された。</p> <p>○電源コードは同等品より約75cm短かった。</p> <p>●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
9	A201400301 平成26年8月12日(大阪府) 平成26年8月26日	リチウムポリマー バッテリー(模型 用)	R246-8462	京商株式会社	(火災) 当該製品を他社製 充電器にて充電 中、異音がした後、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	<p>○当該製品は全体的に焼損して膨らんでおり、一方のセルの約半分が焼失していた。</p> <p>○事故発生時、リチウムポリマー電池用のバッテリー放電制御用アンプが搭載されたラジコンカーで使用していたが、購入当初はニッカド/Li-Fe電池用アンプで約20回程度走行させていた。</p> <p>○同等品によりニッカド/Li-Fe電池用アンプを搭載したラジコンカーを走行させた結果、リチウムポリマー電池で一般的な放電終止電圧(3.0V)を下回るまで走行出来た。</p> <p>○同等品をセルバランスが崩れている状態で非バランスモードにより充電した場合、発火には至らなかったものの、充電終了後の各セルの電圧に僅かな差が認められた。</p> <p>●当該製品は、バッテリーの過放電に伴い、セルバランスが崩れていたものと推定されるが、焼損が著しく一部焼失していることから、製品起因か否かを含め、事故原因を特定することはできなかった。</p>	
10	A201400318 平成26年2月10日(三重県) 平成26年9月1日	カイロ(足首用)	巻きポカ(足首用)	桐灰化学株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用 していたところ、足首 付近に低温火傷を 負った。	<p>○当該製品のカイロは、廃棄されており、確認できなかった。</p> <p>○当該製品の専用ホルダーに、穴開き等の異常は認められなかった。</p> <p>○同等品を用いて、実使用時のカイロの温度を測定したところ、JIS規格を満たしており、異常は認められなかった。</p> <p>●同等品に異常は認められないものの、当該製品のカイロが廃棄されて確認できないことから、製品に起因するか否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
11	A201400326 平成26年8月22日(埼玉県) 平成26年9月4日	食器洗い乾燥機 (ビルトイン式)	RKW-456A	リンナイ株式会社	(火災) 当該製品を使用 中、当該製品を焼 損し、周辺を汚損す る火災が発生した。	<p>○事故発生当時、当該製品は乾燥モードで使用されていた。</p> <p>○洗浄庫内の焼損は著しく、ヒーター部が脱落して底部に穴が開いていた。</p> <p>○金属製のおたまが、ヒーター上部で焼損しており、樹脂製の柄が焼失していた。</p> <p>○ヒーターカバーは、あみ目サイズが約1.5×2cmの格子の金網を使用していた。</p> <p>○ヒーターに溶融した樹脂が付着していた。</p> <p>○ヒーターは、樹脂製の洗浄庫内に脱落していた。</p> <p>○サーミスター、温度ヒューズの状態は確認できなかった。</p> <p>○取扱説明書には、「樹脂製のスプーンなど先の長いものは入れない。水圧で飛ばされて、ヒーターカバーのあみ目の中に落ちた場合、発煙や故障の原因となる。」旨、記載されていた。</p> <p>●当該製品のヒーターに可燃物が接触したため、出火に至った可能性が考えられるが、ヒーター周辺の焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
12	A201400354 平成26年5月5日(埼玉県) 平成26年9月12日	キックスケーター	AVIGO	日本トイザラス株式会社	(重傷1名) 子供(7歳)が当該製品を使用中、転倒し、ハンドルの金属部が口に当たり負傷した。	<p>○使用者が、緩やかな傾斜のある自宅の駐車スペースで当該製品に乗ってハンドルを右に切ったところ、転倒して鼻の下に円弧状の傷を負った。</p> <p>○当該製品に破損や変形は認められず、走行状態にも異常は認められなかった。また、血痕の付着も認められなかった。</p> <p>○当該製品のハンドルは、グリップ部と端具が別部品となっており、グリップにはスポンジ状の柔らかい素材が使用され、端具には樹脂製の部品が使用されていた。</p> <p>○端具は、ハンドルパイプと接着されておらず、手で外すことができた。端具を外すと、直径22mmの金属製ハンドルパイプの端部が露出した。パイプ端部は、面取り処理が施されており、加工不良は認められず、血痕の付着もなかったが、一部に擦過痕が認められた。</p> <p>○当該製品のハンドル端具は、走行中に外れることがあった。</p> <p>○事故時に当該製品のハンドルの端具が外れていたか、使用者が顔をどこにぶつけたのかは、特定することができなかった。</p> <p>●当該製品のハンドル部の端具が外れやすいことから、使用者が転倒した際に露出したハンドルパイプの端部に顔をぶつけて被害が拡大した可能性が考えられたが、事故時にハンドルの端具が外れていたか、又、使用者が顔をどこにぶつけたかが特定できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
13	A201400359 平成26年8月9日(北海道) 平成26年9月17日	延長コード	TAP-2402	サンワサプライ株式会社	(火災) 病院の厨房で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は電源プラグ内部の片極側が内部から焼失するとともに、カシメ部付近の芯線が断線し、断線部に溶融痕が認められた。</p> <p>○カシメ部は、一部に溶融痕が認められたが、原形を留めていた。</p> <p>○電源プラグの栓刃は熱変色していたが、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の電源プラグ内部の芯線の断線部に溶融痕が認められたことから、半断線によりスパークが生じて出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
14	A201400363 平成26年9月5日(東京都) 平成26年9月18日	自転車	WEEKEND BIKES	株式会社あさひ	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪がロックして転倒、負傷した。	<p>○当該製品は前ホークつめハブ軸取付部が後方に約93mm曲がり、前輪タイヤがフレームに接触していた。</p> <p>○当該製品の 前輪は、スポークが1本破断し、リムが右方向に約7mm変形していたほか、タイヤが前ブレーキの右側シューに接触していた。</p> <p>○当該製品の 前輪及び前ホークには、走行中に異物を挟んだ痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の ブレーキアームやシューの動作に異常は認められず、ブレーキワイヤを引っ張ったり、ブレーキシューが食い込んでロックを起こした形跡などは認められなかった。</p> <p>○事故発生時、 使用者はブレーキ操作や変速操作をしておらず、事故現場に障害物はなかった。</p> <p>○当該製品の 前ホークの強度は調査できなかった。</p> <p>●当該製品の ブレーキ動作に異常が認められず、異物の巻き込みの痕跡もないことから、前ホークに外力が加わって変形した可能性が考えられたが、事故現場に障害物はなかったとされていることと、当該製品の 前ホークの強度を調査できなかったことから、製品起因であるか否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
15	A201400412 平成26年9月3日(福岡県) 平成26年10月8日	踏み台(アルミニウム合金製)	アルミ踏台二段	株式会社MrMax	(重傷1名) 当該製品に乗ったところ、当該製品が破損して転倒し、負傷した。	<p>○当該製品は、 最大使用質量100kgを越える体重約125kgの使用者が使用していた。</p> <p>○当該製品の 支柱の寸法・肉厚・硬さ等に、異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の 天板及び踏ざんは、右支柱2本へのねじ止め部が引っ張り方向に変形してねじの頭部が支柱から抜けて分離していた。</p> <p>○壊れた 当該製品の天板及び踏ざんを組み合わせたところ、天板の右側が下がり、左右の支柱とも上部が左側に倒れる様に変形して破損していることが判明した。</p> <p>○片側天板端部付近に鉛直荷重を加える再現実験の結果、最大使用重量の約4倍以上になると変形が始まり、天板や支柱部の変形・破損箇所は当該製品と同一の状態になることを確認した。</p> <p>●当該製品の 片側天板端部付近に過大な外力が加わったため破損したものと推定されるが、詳細な使用状況等が不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
16	A201400415 平成26年9月7日(福井県) 平成26年10月9日	発電機(携帯型)	GE-2800-IV	富士重工業株式会社(デンヨー株式会社ブランド)	(火災) 車両内で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○燃料タンク及び消音器(マフラー)に、 穴開き等の異常は認められなかった。</p> <p>○燃料タンクの 下部中央に取り付けられている送油管(ラバーパイプ)は、タンクの根元部分のみを残して焼失していた。</p> <p>○電気部品及び エンジン部分は焼損していたものの、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は 車両の荷台下部に収納搭載されており、運転状態での車両移動が日常的に行われていた。</p> <p>●当該製品は、 車両移動中の繰返し使用に伴い、周囲温度が高温となって送油管(ラバーパイプ)の劣化が促進して亀裂等が生じ、漏れた燃料に引火した可能性が考えられるが、送油管の大部分は焼失して確認ができないことに加え、事故発生時の使用状況における製品周囲温度等の詳細は不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
17	A201400416 平成26年9月29日(東京都) 平成26年10月9日	調光器	DP-34402F	トヨスター株式会社 (大光電機株式会社ブランド)	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品はプレート枠が変形するとともに、ポリウムつまみカバーに変色が認められた。 ○基板及び基板上の部品に焼損が認められた。 ○当該製品は負荷側にコンセントを設置し、スタンド型の照明(白熱灯60W)が2台接続されていた。 ○取扱説明書には、「負荷側にコンセントを設置しない。定格負荷(500VA)を超え異常発熱や火災の原因になる」旨、記載されている。 ●当該製品の負荷側にコンセントが設置されていたことから、負荷側のコンセントに当該製品に接続可能な最大電力(500VA)を超える機器を接続して使用したため、過電流により内部部品が発熱し、発煙、焼損した可能性が考えられるが、事故発生時は仕様の範囲内(120W)で使用されており、事故以前の使用状況の詳細が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
18	A201400427 平成26年9月29日(京都府) 平成26年10月15日	換気扇	VD-15ZC5-1	三菱電機株式会社	(火災) 公的機関で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、樹脂部分が焼失しており、モーター部のみ残存していた。 ○モーターはロックしており、X線で確認したところ、モーターの温度ヒューズは熔断っていた。また、巻線に層間短絡は認められなかった。 ○当該製品に接続されていた電源電線(単線)は、2本とも芯線が被覆が焼失しており、芯線には熔融痕や熱変形が認められた。 ○屋内配線を接続していた端子台やコンデンサーは、確認できなかった。 ●当該製品は、確認できた電気部品に発火の痕跡は認められないものの、端子台やコンデンサー等の確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:約9年
19	A201400432 平成26年9月18日(福岡県) 平成26年10月16日	空気清浄機	AC-4315GR	ツインバード工業株式会社	(火災) 事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、ファンモーターと電源コードの一部しか残存しておらず、スイッチやファンモーター付属の温度ヒューズなどは確認できなかった。 ○電源コードは焼損し複数箇所に熔融痕が認められた。 ○ファンモーターの巻線が熔断していたが、異常発熱した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
20	A201400453 平成26年9月14日(福岡県) 平成26年10月24日	電気冷蔵庫	MR-S46NE	三菱電機株式会社	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生の前日に、庫内が冷えないという現象が起きていた。 ○当該製品の焼損は著しく、機械室の部品や蒸発器以外はほとんど確認できなかった。 ○コンプレッサー、オーバーロードリレー及び霜取りヒーターに異常は確認されなかった。 ○事故発生の2か月前に壁コンセントと屋内配線を取り換えた。 ●当該製品の焼損は著しく、一部の電気部品が確認できなかったため、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
21	A201400475 平成26年10月25日(大分県) 平成26年11月5日	エアコン(室外機)	R25DES	ダイキン工業株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故当時、当該製品は運転停止中であった。 ○電装品は著しく焼損し、部品の一部が欠落しており、確認できなかった。 ○その他の電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:不明 (製造時期から約11年と推定)
22	A201400494 平成26年10月27日(大阪府) 平成26年11月11日	電気給湯機(ヒートポンプ式)	TU37GFV (ダイキン工業株式会社ブランド)	株式会社長府製作所(ダイキン工業株式会社ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品内部の断熱材及び内部配線の一部が焼損していた。 ○内部配線は絶縁被覆が焼損していたが、芯線に断線や熔融痕等の発火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に内蔵された漏電遮断器が作動していた。 ●当該製品の内部配線に漏電等が生じて出火に至った可能性が考えられるが、内部配線の芯線に熔融痕等の出火の痕跡が認められなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
23	A201400496 平成26年10月19日(岡山県) 平成26年11月12日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	220cmXX-220	コーナン商事株式会社	(重傷1名) 当該製品の天板にまたがって作業していたところ、落下し、負傷した。	○当該製品の4本の支柱の内の1本が、踏ざん1段目付近で内側に曲がった状態で破断していた。 ○破損側の支柱と踏ざんを固定するリベットが、最下段と2段目で破損し外れていた。 ○支柱の寸法及び硬度に異常がないか確認できなかった。 ●当該製品で作業中、使用者がバランスを崩して転落し事故に至った可能性もあるが、当該製品の支柱の寸法及び硬度が確認できず、強度に異常がなかったか不明であることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。 なお、同等品は、SG基準の強度を満たしていた。	
24	A201400513 平成26年10月22日(島根県) 平成26年11月18日	運動器具(ウォーキングマシン)	AF3700	アルインコ株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用中、歩行ベルトが停止し、転倒、腰を負傷した。	○使用者は事故当時、ハンドルを持たず両手を振って時速5kmの速度で小走りで使用していた。 ○使用者は、当該製品が歩行用であることの認識はなかった。 ○当該製品は、モーターから歩行ベルトに駆動を伝えるリブベルトが損耗し外れていた。 ○他の部品に破損等の異常は認められなかった。 ●当該製品のモーターと歩行ベルトを連結しているリブベルトが損耗したため、リブベルトが外れて歩行ベルトが停止し、使用者が転倒したものと推定される。しかし、リブベルトの損耗原因が、使用年数(約6年)によるものか、小走りでの使用が影響したのかが不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
25	A201400520 平成26年10月12日(石川県) 平成26年11月20日	除湿乾燥機	RV-BZ60型	象印マホービン株式会社	(火災) 当該製品を使用 中、建物を全焼す る火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、電源基板セット、ヒーター等が確認できなかった。 ○当該製品のメインモーター、サブモーター等の確認できた各部品に、出火の 痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か 否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
26	A201400530 平成26年8月13日(静岡県) 平成26年11月25日	充電器(スマート フォン用)	AKJ-XP2	エアーージェイ株式会 社	(火災) 当該製品を車内の コンセントに接続し ていたところ、当該 製品を焼損する火 災が発生した。	○当該製品の電解コンデンサーは、絶縁紙の内周側に焦げた痕跡が認められ たが、外周側の絶縁紙に焼損はなく、封口栓も外側面は溶融していなかった。 ○その他の電気部品や基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の適合外のタブレット端末を接続して充電していた。 ●当該製品の電解コンデンサーが内部短絡し出火に至ったものと推定される が、内部短絡の原因が電解コンデンサーの不具合によるものか、適合機種外 のタブレット端末を充電したことによる過負荷状態によるものか、特定には至ら なかった。	
27	A201400567 平成26年11月28日(静岡県) 平成26年12月11日	除湿乾燥機	F-YZB100	松下エコシステム ズ株式会社(現 パ ナソニックエコシ テムズ株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品の焼損は著しく、本体上部が著しく焼損していた。 ○電源コードおよび電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ○電源基板に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかったが、本体上部の操作 基板は焼損が著しく確認できなかった。 ○ヒーター、モーター、高圧ユニット等の電気部品に出火の痕跡は認められず、 確認できた内部配線に溶融痕は認められなかった。 ●当該製品の確認できた電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損 が著しいため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定はできなかった。	
28	A201400694 平成27年1月13日(富山県) 平成27年1月23日	電気炊飯器	NMF-10	象印マホービン株 式会社	(火災) 当該製品のタイ マーをセットして おいたところ、当該 製品及び周辺を焼 損する火災が発生 した。	○当該製品は、表示基板を中心に焼損しており、表示基板等の一部の部品は 確認できなかった。 ○電源基板が焼損していたものの、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か 否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
29	A201400700 平成27年1月13日(広島県) 平成27年1月28日	電気毛布(敷毛布)	CYB-50SB	株式会社広電	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品が使用されていたベッドの金属製フレームに、銅の溶融物の付着 が認められた。 ○当該製品の焼損は著しく、部品等の残存は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か 否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
30	A201400717 平成27年1月22日(北海道) 平成27年2月3日	凍結防止用ヒーター(水道用)	RHE-10	山清電気株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品のヒーター端末部分にあたる浴室天井裏のエルボ配管部が著しく焼損していた。</p> <p>○ヒーターの焼損部は、一部燃え残っていたが、ほとんど残存していなかった。</p> <p>○焼損部以外のヒーターやサーモスタットに異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の焼損は著しく、ヒーターの施工状況が不明であり、焼損したヒーターも一部しか確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
31	A201400754 平成26年12月3日(静岡県) 平成27年2月13日	コンセント	WN1302	パナソニック電工株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品に複数の電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、事故当時に照明器具、電話機及び無線ルーターを接続して使用していた。</p> <p>○当該製品は、電源プラグ差込口の片側(接地側)のみが焼損しており、電線(屋内配線)を保持する錠ばねに溶融痕が認められた。</p> <p>○当該製品に接続された電線の表面は荒れて痩せ細っており、電線と錠ばねは溶着していた。</p> <p>○端子板と電線の間には、異物の付着が認められた。</p> <p>●当該製品の端子板と電線間で接触不良となり、錠ばねに通電されて異常発熱したものと推定されるが、施工状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・A201400589(照明器具(センサー付)) と同一事故